

第2回
南国市総合教育会議

資料

令和6年11月22日（金）

南国市役所 5階 第2～第5委員会室

6南教学第817号

令和6年10月15日

南国市立小中学校長 様

南 国 市 教 育 長

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）
を踏まえた取組の徹底等について（通知）

うえのことについて、高知県教育長より別添写しのとおり依頼がありました。

高知県教育委員会では、「第3期教育等の振興に関する施策の大綱」や「第4期教育振興基本計画」に「**学校における働き方改革**」、「**チーム学校の推進・強化**」、「**教員等の人材確保に向けた取組**」の一体的推進を位置づけ、取組を進めております。

つきましては、各貴所属の教職員に周知していただくとともに、引き続き主体的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、学校における働き方改革をはじめとする教師を取り巻く環境整備を進める上では、校長等の管理職の役割も大きいことから、校長等がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、必要な指示や支援等に取り組んでいただきますよう、あわせてお願いいたします。

〈 担当 〉

南国市教育委員会事務局

学校教育課指導係長 窪上 一人

TEL：880-6568

FAX：880-6201

南国市における特別支援教育について

特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数【名】					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	128	111	122	147	167
中学校	53	54	60	74	79

※通級指導教室とは・・・軽度の障害やグレーゾーンの子どもが通常の学級に在籍しながら、特性に応じた指導を受けられる教室のこと。

南国市における不登校児童生徒について

不登校児童生徒数【名】					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	13	7	23	33	27
				26	
中学校	53	67	57	67	51
				57	

※令和5年度下段、及び令和6年度は、7月末現在の件数

小学校 千人当たりの不登校数【名】			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南国市	11.7	14.5	11.8
全国	17.0	21.4	

中学校 千人当たりの不登校数【名】			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南国市	55.2	67.1	54.0
全国	59.8	67.1	

※令和6年度は、7月末現在の割合

南国市におけるいじめ・いじめ疑い及びいじめ重大事態について

いじめ・いじめ疑い認知及び（いじめ重大事態）件数【件】					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	335 (1)	349 (6)	419 (5)	356 (3)	173 (2)
				158 (3)	
中学校	64 (0)	51 (1)	79 (2)	87 (2)	28 (1)
				57 (2)	

※令和5年度下段、及び令和6年度は、7月末現在の件数

南国市 「特別支援教育支援員」の役割

※赤字はR6より追加

特別な教育的支援を必要とする児童生徒（特別支援学級ならびに通常の学級における合理的配慮が必要な児童生徒、不登校傾向の児童生徒等）に学習活動上のサポートを行う。

校長、教頭、特別支援教育学校コーディネーター、担任教師と連携のもとで行う役割です。

※支援員は、単独で授業や家庭訪問をすることはできません。

【特別支援教育支援員配置数】

学校名	十市小	稲生小	三和小	大篠小	日章小	大湊小	後免野田小	長岡小	国府小	久礼田小	岡豊小	奈路小	白木谷小	合計
R4	2	1	2	4	1	1	1	1	1	1	2	0	0	17
R5	2	1	1	5	2	1	1	1	1	1	2	0	0	18
R6	2	1	1	7	3	1	2	2	2	1	2	(1)	(1)	25

内1
(不登校) 内1
(外国人)

隔週対応

学校名	香長中	薦ヶ池中	香南中	北陵中	合計
R4	1	1	1	1	4
R5	1	1	1	1	4
R6	2	1	1	1	5

内1
(不登校)

地域移行（連携）の方向性 ～今後の見通し～

学校名	部活動名	R 6	R 7	R 8
香南中学校	☆女子バレー	まほろばクラブ南国 ※実証事業【学校代表者】	まほろばクラブ南国 ※実証事業 【蔦ヶ池・香長へ募集広報】	まほろばクラブ南国 完全移行
	☆女子バスケット	まほろばクラブ南国 ※実証事業【学校代表者】		
	☆多種目体験型	まほろばクラブ南国 ※実証事業	まほろばクラブ南国 ※実証事業 【北陵・蔦ヶ池・香長へ募集広報】	まほろばクラブ南国 完全移行
	サッカー	合同チーム	合同チーム	合同チーム
	卓球		検討開始	
	☆男子バレー（新）	協議中（まほろばクラブ南国）	まほろばクラブ南国	まほろばクラブ南国
	野球（新）	協議中（拠点校方式）※蔦ヶ池・香長	※拠点校方式	拠点校方式
北陵中学校	☆女子バレー	まほろばクラブ南国 ※実証事業【学校代表者】	まほろばクラブ南国 ※実証事業 【蔦ヶ池・香長へ募集広報】	まほろばクラブ南国 完全移行
	サッカー	合同チーム	合同チーム	合同チーム
	その他	バスケット：部活動指導員配置	検討開始	
	柔道【岡豊ジュニア柔道クラブ】	地域クラブ立ち上げ	地域クラブ	地域クラブ
蔦ヶ池中学校	サッカー	合同チーム	合同チーム	合同チーム
	野球	合同チーム（土佐町・嶺北）	検討中（拠点校・合同チーム）	
	その他	陸上・卓球：部活動指導員配置	検討開始	
香長中学校	女子バレー【香長 ALL STARS】	地域クラブ立ち上げ ※部活動から	地域クラブ	地域クラブ
	その他	バスケット：部活動指導員配置		検討開始
	柔道【岡豊ジュニア柔道クラブ】	地域クラブ立ち上げ	地域クラブ	地域クラブ
	※相撲	地域クラブへ（香南市へ）	地域クラブ	地域クラブ

☆学校外クラブでの活動（新体操・バドミントン等検討）

【拠点校方式】とは

在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れる方式。

【合同チーム】とは

部活動で競技の出場人数に満たさない学校同士で組むチーム。

R7・3、4月 国より 今後の新しい方針提示

（R5～7の3年間は改革推進期間）

※完全地域移行から、柔軟的にできる部活から地域連携へ変更

教育データの利活用

【南国市】

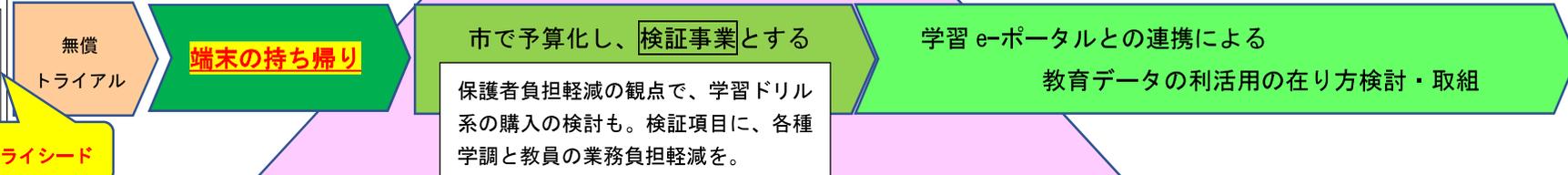
令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
2022年度		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
2学期	3学期								

南国市はロイロ

ロイロノート・スクールを活用した協働的な学びのある授業

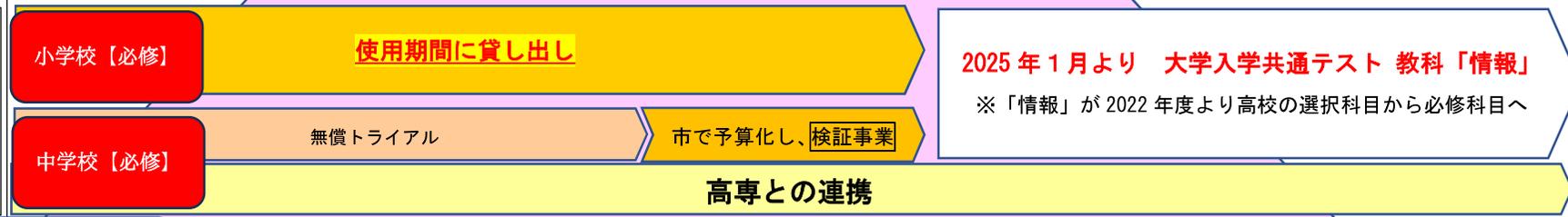


学習 AIドリルソフトを活用した個別最適な学びによる学力定着・向上



南国市はミライシード

プログラミング教育
 小学校：身近なプログラミングの発見と・思考の習得
 中学校：プログラミング的思考を含む「情報活用能力」資質・能力の向上



2025年1月より 大学入学共通テスト 教科「情報」
 ※「情報」が2022年度より高校の選択科目から必修科目へ

南国市は：小学校メッシュ
 ：中学校ライフズテックレッスン

教育データの利活用



学習 e-ポータル：L-Gate (内田洋行) >>> 高知県は「高知家まなびばこ」に…

LINE (保護者連絡ツール)

教員の働き方改革・業務負担軽減をと合わせた児童生徒の学力定着・向上 及び 保護者負担軽減

今後の社会科副読本(「南国市のくらし」「南国市の歴史」)編集委員会の在り方について

1. 南国市が責任を持った組織に

☆教科書に準ずる性格を持つ副読本「南国市のくらし」は、南国市の小学校3年生・4年生の社会科の学習において必須のものである。このことから、南国市が責任をもって発行しなければならない性質のものである。そのためには、編集作業と2年毎の改定作業が滞りなく行える環境を構築することが不可欠である。これまでは、主に現場教員が教育研究所研究団体の研究活動の一端として無償で改訂作業を行ってきたが、現在その作業を継続することは不可能となっている。したがって、社会科副読本編集委員会は、これからの時代に相応した教育委員会内の一組織として、予算の裏付けのもとに確実に機能する体制として再構築されるべきと考える。

2. 編集作業の組織化について

☆南国市教育研究会(市教研)休止前までは、社会科部会の中で、現職教員が無償でありながらも、自分自身の指導力を高めるための研究活動の一環として、若手の育成も行いながら「南国市のくらし」の編集作業を行ってきた。しかし、市教研の休止や、深刻な教員不足、教員の多忙化、県外出身教員の増加(特に若年教員)等により、その体制は持続不可能となっている。したがって、現場教員での作業が無理であるならば、教員OBに頼るしかない。そのために、3~4人のOBに依頼し、作業部会(委員会)を組織することが最良である。幸いにも、南国市には、かつて「南国市のくらし」の編集作業に携わっていたOBが数名いるので、協力をお願いしていくしかないと考える。

3. 作業対価となる報償費(予算)について

☆本文210ページあまりの内容の編集作業には、相当な時間と労力が必要である。一昨年まで、現職教員が分担して無償で行ってきた作業をOBに依頼するとなると、作業量に見合ったそれなりの報償費が必要となってくる。また、その報償費基準を、南国市報償費基準に照らし合わせ支出することが必要であり、その予算確保を願う。

4. 「南国市の歴史」の改定について

☆平成21年に改訂された「南国市の歴史」は、前回改訂からずいぶんと時間が経ち、記載内容にも諸説出てきているところがあるため、体裁も含め大幅な改訂が必須である。しかし、専門家の力を借りないと史実の編集はできず、生涯学習課文化財係や歴史民俗資料館、埋蔵文化財センター等の協力を得ながら改訂作業を行っていく必要がある。ただ、各協力団体や専門家との調整や体制作りは、一朝一夕にできるものではないため、まずは、今後の改訂作業を目指して準備をしていかなければならないと考える。

水泳授業にかかると対策について

水泳授業の安全対策用品

品目名	目的
プールフロア（水深を調節する用具）	安全に泳げるようにフロアの底上げを行う。
監視台	高い位置から全体を見渡し、安全確認を行う。
レスキューボードベンチ	普段はベンチとして使用し、緊急時には担架として使用する。
コースロープ	接触事故を防ぎ、緊急時はつかまって浮くことができる。
ヘルパー、リングブイ等	浮き輪等で事故を防止する。
拡声器	全体指導や監視の際に迅速に指示を伝える。
偏光グラス	水面の光の反射等を軽減し、監視の見落としを防ぐ。

ゆるやかな学期スタート事業【令和6年度より試行】

《課題》

- 自殺予防の徹底（H27.9.1中学生自死の教訓）
- 長期欠席等配慮や支援が必要な児童生徒の増加（組織的対応）
- 新採・若年教員の増加（県外からの新採教職員の増加）
- 教職員不足 ○教職員の働き方改革



《見直しのポイント》

- 教育の質（教育的効果）の向上（チーム学校の推進）
- 児童生徒の心理的負担の緩和（ゆるやかな教育課程）
- 保護者の負担軽減・子育て支援（昼食の確保）
- 教職員の働き方改革の推進（多忙化解消）

令和6年度

1学期	2学期	3学期
<input type="checkbox"/> 4月10日始業式・入学式 <input type="checkbox"/> 4月10日以降1週間程度を半日授業とする （給食後放課）	<input type="checkbox"/> 8月29日始業式 <input type="checkbox"/> 8月29日以降1週間程度を半日授業とする （給食後放課）	<input type="checkbox"/> 1月8日始業式（従前のおり） <input type="checkbox"/> 1月8日以降1週間程度を半日授業とする （給食後放課）

令和7年度

1学期	2学期	3学期
<input type="checkbox"/> 4月10日始業式・入学式 <input type="checkbox"/> 4月10日以降1週間程度を半日授業とする （給食後放課）	<input type="checkbox"/> 《中学校》8月28日（木）始業式 <input checked="" type="checkbox"/> 《小学校》9月 1日（月）始業式 <input type="checkbox"/> 1週間程度を半日授業とする （給食後放課）	<input type="checkbox"/> 1月8日（木）始業式（従前のおり） <input type="checkbox"/> 1月8日（木）以降1週間程度を半日授業とする （給食後放課）

社会教育主事の育成について

<社会教育主事とは>

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。

社会教育主事は、社会教育法第9条の2で「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置く。」とその必置が規定されている。

<現状>

南国市教育委員会事務局には、社会教育主事が配置されていない。

南国市議会においても一般質問をされ、人事異動により資格を有する職員の配置がかなわなかった場合には、一般行政職員が社会教育主事講習を受講し「社会教育士」(※)の資格を取得する。高知大学(4年に1度)にて、「社会教育主事講習」を受講できる年には派遣をしたいと答弁。来年(令和7年)が、高知大学にて「社会教育主事講習」を受講できる年となる。

※「社会教育士」とは、文部科学省の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの称号。(令和2年から始まった制度)
「社会教育主事」は、資格を有しており教育委員会から「社会教育主事」として発令されなければ職務に就くことができなかったが、定められた科目を終了していれば「社会教育士」と称することができる。

<対応>

令和7年度に高知大学にて「社会教育主事講習」が受講できるため、生涯学習課から1名、学校教育課から1名、講習を受講させたい。

<課題>

講習期間	約1ヶ月間(8月頃)
時間	8:50~18:00(土日を除く毎日)
講習科目	生涯学習概論(30時間)
	生涯学習支援論(30時間)
	社会教育経営論(30時間)
	社会教育演習(56時間)

※約1ヶ月間、大学での受講となるため市役所に出勤できない。(担当業務ができない)

社会教育法

第二章 社会教育主事等

(昭二六法一七・追加、平二九法五・改称)

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(昭三四法一五八・全改、昭五七法六九・一部改正)

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(昭二六法一七・追加、平二〇法五九・一部改正)

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省

令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(昭二六法一七・追加、昭二九法一五九・昭三四法一五八・昭三六法一四五・平一一法一六〇・平一三法一〇六・平二〇法五九・一部改正)

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(昭三四法一五八・全改、平一一法一六〇・一部改正)

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(昭三四法一五八・追加、昭六一法一〇九・平一一法一六〇・一部改正)

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(平二九法五・追加)